

（旅客自動車運送事業用自動車）

第50条 旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員11人以上の自動車に限る。）は、第2条から第48条までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し告示で定める基準に適合しなければならない。